



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 11 月 22 日 (月曜日) 第 257 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 民有林の保安林の指定 (3件) …………… (“) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明
について (2件) …………… (“) 2

頁

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始…………… (“) 3

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分…………… (“) 3
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4

教育委員会公告

- 落札者等の公告…………… 4

告 示

宮崎県告示第 914号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 3 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510300959	ことの葉	延岡市大門町 163 番地 1	株式会社フランシ ール	延岡市無鹿町 2 丁 目 3375 番地 14	令和 3 年 11 月 12 日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 915号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 3 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字谷之口甲2441-1、甲2442、甲2448、甲2449-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字谷之口甲2441-1・甲2442・甲2448・甲2449-3 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 916号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字日永八重向津留甲2945-丙、甲2947-丙
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 917号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字下吉山5542-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 918号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字穴木1417、字舞野平1437-5、1437-10、1437-18、字上舞野1513-6、1513-8、1513-29

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 919号

保安林の指定施業要件の変更（令和 3 年農林水産省告示第1657号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する

市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 3 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 宮崎市役所

黒木寅男

(2) 都城市役所

坂元健市、大神義夫

(3) 三股町役場

岩佐節子、上西守、政野泰男

(4) 高千穂町役場

佐藤幸子、長友住榮、富高絹松

(5) 日之影町役場

戸高泰生、戸高佐與治、高見正一、若野孫一、津隈満蔵、川口たみ子、本田叅美、本田良男

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 3 年農林水産省告示第1657号によること。

宮崎県告示第 920号

保安林の指定施業要件の変更（令和 3 年農林水産省告示第1713号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 3 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 都城市役所

角田一、原口紀男、今吉勝彦、坂下節雄、別府春夫、木幡順一

(2) 新富町役場

伊東宅馬、井上勝馬、丸山今朝次郎、丸山今朝男、岩本土蔵、黒木兼次郎、根井今朝吉、山下捨郎二、児玉悟平、小川イマ、森松市今朝、前田鉄太郎、前田友治、長友今朝次郎、長友政次、内田今朝次、内田定栄、内田傳次、芳野勘次郎、芳野熊吉、本田源太郎、本田今朝五郎、吉野休八

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 3 年農林水産省告示第1713号によること。

宮崎県告示第 921号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 11 月 22 日から同年 12 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町飯田1丁 目1005番地 先から同市 同町飯田1 丁目1001番 地先まで	旧	18.3～ 32.3	140.4
				新	17.8～ 32.3	140.4

宮崎県告示第 922号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年11月22日から同年12月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町飯田1丁 目1005番地 先から同市 同町飯田1 丁目1001番 地先まで	令和3年11月22日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、縦崎土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年11月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 有 三	西臼杵郡高千穂町大字押方5260番地
理 事	後 藤 雅 雄	西臼杵郡高千穂町大字押方4988番地
理 事	佐 藤 又 一	西臼杵郡高千穂町大字押方4992番地1

理 事	佐 藤 則 義	西臼杵郡高千穂町大字押方5069番地
理 事	安 在 学	西臼杵郡高千穂町大字押方5666番地
理 事	安 在 昭 則	西臼杵郡高千穂町大字押方5364番地
理 事	戸 高 光 洋	西臼杵郡高千穂町大字押方5654番地
監 事	戸 高 芳 寛	西臼杵郡高千穂町大字押方5370番地
監 事	佐 藤 敦	西臼杵郡高千穂町大字押方4991番地1

(任期：令和6年10月17日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 有 三	西臼杵郡高千穂町大字押方5260番地
理 事	後 藤 雅 雄	西臼杵郡高千穂町大字押方4988番地
理 事	佐 藤 又 一	西臼杵郡高千穂町大字押方4992番地1
理 事	佐 藤 則 義	西臼杵郡高千穂町大字押方5069番地
理 事	安 在 昭 則	西臼杵郡高千穂町大字押方5364番地
理 事	戸 高 芳 寛	西臼杵郡高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	西臼杵郡高千穂町大字押方5666番地
監 事	佐 藤 敦	西臼杵郡高千穂町大字押方4991番地1
監 事	戸 高 生 喜	西臼杵郡高千穂町大字押方5361番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、塩屋原地区1換地区県営土地改良事業（串間市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

令和3年11月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年11月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（2級・3級・4級基準点測量、3級水準測量、U A V レーザ測量、数値図化、路線測量）
- 2 作業地域
宮崎県西臼杵郡高千穂町から日之影町
- 3 作業期間
令和3年11月12日から令和4年2月28日まで

教育委員会公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年11月22日

宮崎県教育研修センター所長 黒 木 健 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育研修センター 宮崎市阿波岐原町前浜4276番 729
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社宮崎県ソフトウェアセンター
宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂字長谷水 16500番地2
- 5 随意契約に係る契約金額
105,600,000円
- 6 随意契約の相手方を決定した手続
企画提案競技
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第 372号）第11条第1項第1号の規定による。